

第3次大和郡山市地域福祉計画

第2次大和郡山市地域福祉活動計画

概要版

策定の背景

高齢化の中、人口減少が進む我が国では、地域でのつながりの希薄化や地域社会の脆弱化などにも歯止めがかかっていません。このような社会状況のなかで、単身高齢者や認知症のある人など、支援を必要とする人の増加や8050問題、ヤングケアラー、ひきこもりなど、行政による分野別の支援では対応が困難な複合化、複雑化した課題が地域で多く生まれています。

これらの課題に対応していくためには、制度・分野ごとの「縦割り」、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、地域福祉の推進が強く求められています。

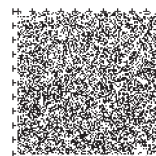
そこで、大和郡山市の地域福祉を取り巻く現状・課題、市民や地域で活動する団体等のニーズ、国などの動向を踏まえ、大和郡山市と大和郡山市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）が連携し、本市で地域共生社会を実現していくため、「第3次大和郡山市地域福祉計画・第2次大和郡山市地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

令和6年（2024年）3月

大和郡山市

社会福祉法人 大和郡山市社会福祉協議会

このマークは、Uni-Voice
（音声）コードです。専用の読
み取り装置、またはスマートフ
ォンのアプリで、記載内容を
音声で聞くことができます。



地域共生社会って何??

個人や世帯の困りごとや不安などが複雑になっています…

8050 問題

80 代の高齢の親が 50 代の中高年のひきこもりの子を支えている世帯で、地域や相談機関とつながることができず、社会から孤立し、経済的に困窮するなどの課題を抱えていることです。

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている 18 歳未満の子どものことです。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

ひきこもり

様々な要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のことです。

孤独や困難を抱える人がいます…

- 孤独感がある人の割合は **38.1%**
特に子どものいる世帯や障害のある方がいる世帯で孤独感がある人が多い。
- 自身で解決が難しい悩み・不安を感じても誰にも相談しない人の割合は **23.3%**
- 地域に社会的孤立状態にある人・世帯があると回答した民生委員の割合は **24.3%**

※出典：市民対象アンケート調査（令和 4 年）、民生委員・児童委員対象アンケート調査（令和 4 年）（大和郡山市）

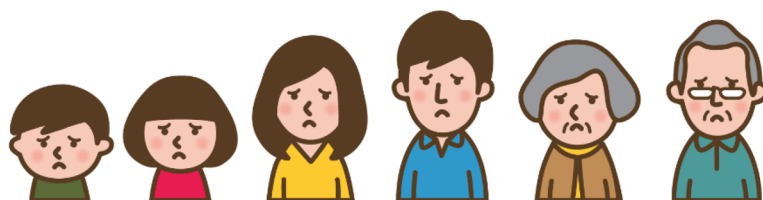
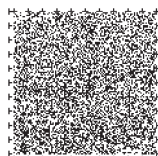
地域でのつながりが弱くなっています…

- 親密な近所づきあいをする人の割合は **56.3%**
前回調査（61.4%）から 5 ポイント減少。特に若い世代では近所づきあいをする人が少ない。
- 地域活動の主力は 60～70 歳代、若い世代の活動への参加は少ない
40 歳代以下では「関心がなく、これまでに参加したことはない」が 4～5 割で最も多く、地域の活動の担い手の高齢化が大きな課題。

※出典：市民対象アンケート調査（令和 4 年）（大和郡山市）、前回調査は市民対象アンケート調査（平成 30 年）（大和郡山市）

生活するなかでの困りごとや不安などは、多かれ少なかれ、誰もが抱えており、将来、様々な困りごとや不安などに直面することも考えられます。

また、誰でもちょっとしたことで孤独な状況に陥るかもしれず、上記のような現状は決して他人事ではありません。



だからこそ、「地域共生社会」の実現が必要となります。

地域共生社会とは、

- ★地域に暮らす一人ひとりが、世代や分野などを超えてつながり、支えあうことができる社会
- ★困りごとや不安、悩みなどを抱えた人や世帯が孤立することなく、制度・分野にとらわれず、適切な支援につながるができる社会

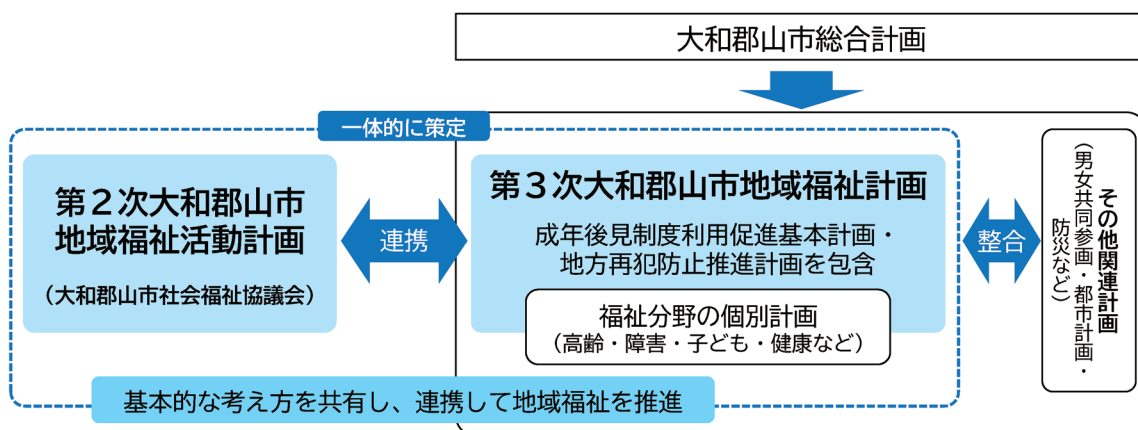
地域共生社会は、誰かが創ってくれるものではなく、市民一人ひとりや地域で活動する様々な団体・組織などが主役となり、みんなで一緒に創りあげていくものです。

みんなが主役となって地域共生社会の実現をめざす計画

大和郡山市と市社協では、大和郡山市でみんなが主役となって「地域共生社会」を実現していくため、「第3次大和郡山市地域福祉計画・第2次大和郡山市地域福祉活動計画」を策定しました。

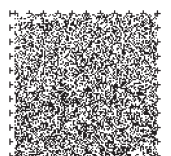
関連計画との関係

- 市の地域福祉計画は、「大和郡山市総合計画」を上位計画とし、福祉分野の個別計画と整合・連携を図りつつ、それらが共通して取り組むべき事項を定める上位計画として位置づけられるものです。
- 市社協の地域福祉活動計画は、地域福祉計画の理念や目標に基づき、市社協を中心に、地域住民や民間が主体となった具体的な取り組みを整理し、実行にむすびつけるものです。



計画の期間

- 令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間。



計画の基本理念、基本目標と施策体系

基本理念

世代を超えて みんながつながり 支えあうまち 大和郡山

基本目標1 誰もがつながり、支えあえる 地域づくり

誰もが地域で自分らしく暮らすことができるよう、地域での多様なつながり、居場所づくりや役割の創出に取り組みます。また、多様な主体とともに地域の課題解決力や防災力・防犯力の向上に取り組むことで、誰もがつながり、支えあえる地域づくりを展開します。

1 誰もがつながり、活躍できる場・機会づくり	1) 交流の場・機会づくり、居場所づくりの推進 2) 多様な社会参加、活躍の促進
2 市民主体の多様な活動の活性化	1) 地縁型組織の活動の活性化 2) 民生委員・児童委員の活動の活性化 3) テーマ型組織等の活動の活性化
3 地域の課題解決力の向上 【重点施策】	
4 地域の防災力・防犯力の向上	1) 地域の防災力、災害対応力の向上 2) 防犯対策等の推進

基本目標2 誰ひとり取り残さない 相談支援体制づくり

課題や不安・悩みを抱えた人・世帯が地域で孤立することなく、適切な支援につながるように、身近な地域での気づきの促進や、気づきを支援につなげる体制、包括的に支援する体制の構築・強化に取り組むことで、誰ひとり取り残さない相談支援体制づくりを展開します。

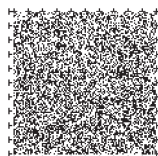
1 課題を抱えた人・世帯に気づき、支援につなげる体制の強化	
2 課題を抱えた人・世帯を包括的に支援する体制の構築・強化 【重点施策】	1) 各分野での相談支援機能の強化 2) 複合化、複雑化した課題に対応できる分野横断型の相談支援体制の構築・強化 3) 権利擁護支援体制の構築・強化

基本目標3 地域福祉を推進するための 基盤づくり

地域福祉を推進していくための基盤となる地域・福祉などへの意識づくりや、地域づくりと相談支援体制づくりを支える人づくり、地域での暮らしを下支えする生活基盤の整備に取り組みます。

また、地域福祉の推進の基盤となる市内での連携および市と市社協の連携を強化するとともに、地域福祉を推進するための基盤づくりを展開します。

1 地域や福祉などへの意識づくり	1) 地域、福祉などへの関心の醸成 2) 福祉教育・学習の推進
2 地域福祉の推進を支える人への支援、人材の育成・確保	1) 地域活動などの担い手への支援、新たな担い手の発掘・育成 2) 地域福祉に関する専門職への支援、人材の育成・確保
3 生活基盤の整備	
4 地域福祉の推進に向けた市内連携および市と市社協の連携の強化 【重点施策】	



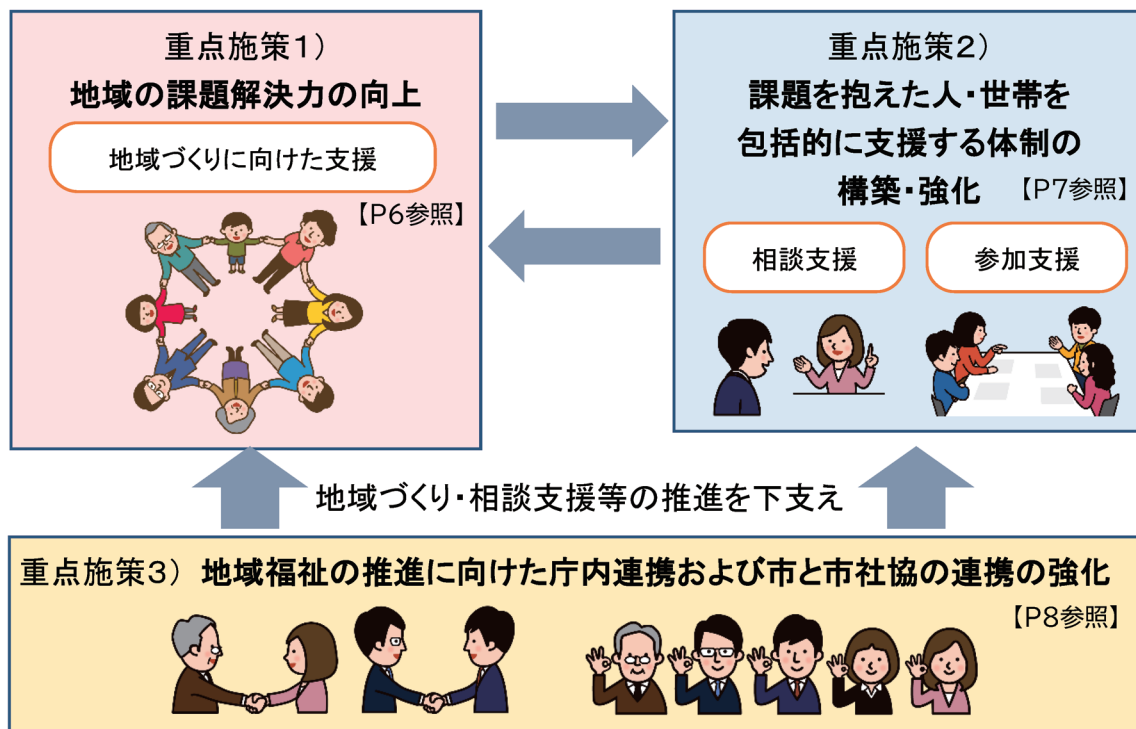
重点施策

本計画をより効果的・効率的に推進するため、今後5年間において、特に重点的に取り組む基本施策を「重点施策」として設定しています。

重点施策では、地域共生社会の実現に向けて「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するために国が創設した重層的支援体制整備事業を活用した取り組みなどを実施することで、本市における地域共生社会の実現をめざします。

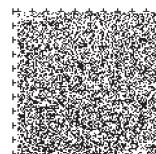
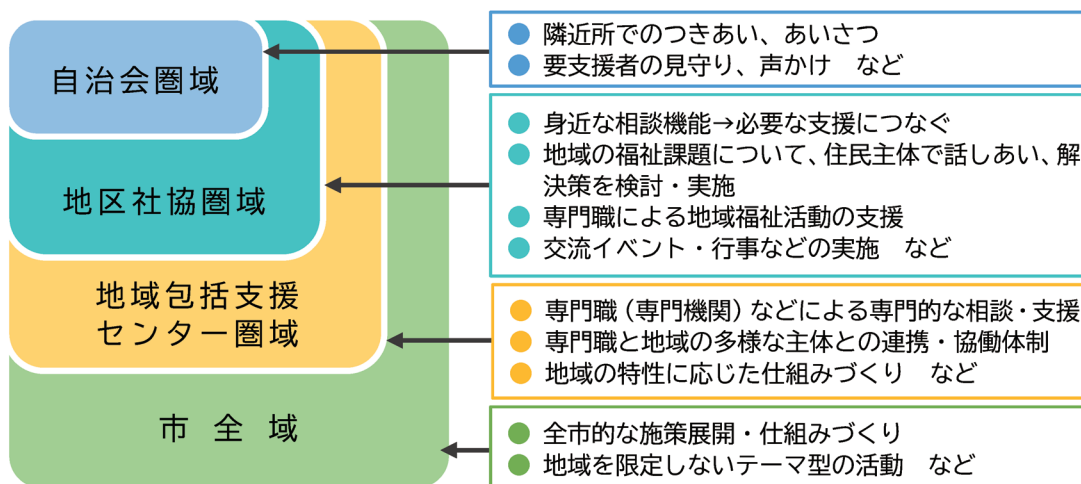
それぞれの重点施策の内容については、次ページ以降をごらんください。

【重点施策のイメージ】



本計画での圏域の考え方

より効果的に地域福祉に関する取り組みを展開できるよう、本計画では、前計画で設定した圏域の考え方を継承し、それぞれの圏域に応じた取り組みを推進するとともに、状況に応じて適切かつ柔軟に連携を図ります。



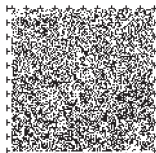
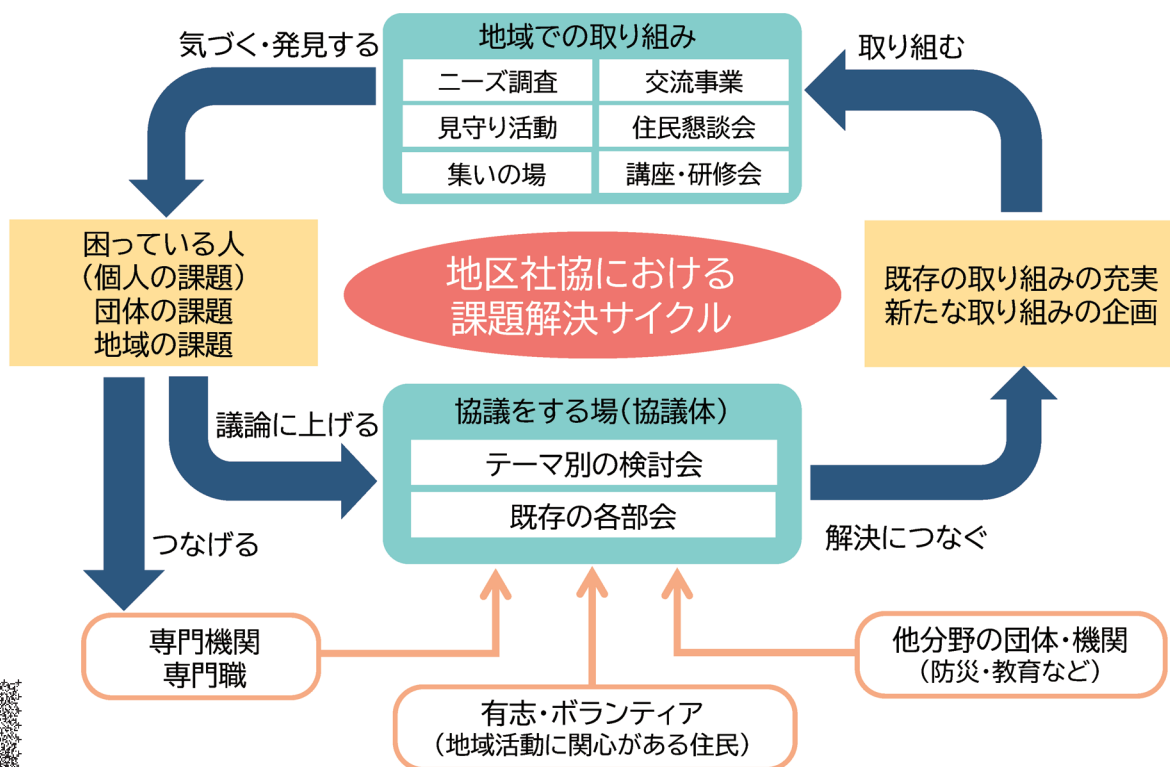
現状・課題

- 「地区社協 大和郡山モデル」の構築に向けて、各地区が抱える課題の解決に向けた具体的な活動が生まれている。
- 地域で行われている様々な取り組みから生まれた気づきや地域課題について具体的な取り組みを進めていくためには、「協議をする場」（協議体[※]）の設置が重要。
※協議体とは、定期的な情報共有や連携強化、課題解決のための取り組みの検討などを目的として設置される「話しあいの場」です。
- 地域が抱える課題は、住民同士の協働や協議だけで解決できる問題ばかりではなく、従来の枠組みを超えた団体・組織との連携が必要。
- 地域課題に対する継続的な支援活動（見守りや生活支援など）を地区社協構成員だけで担い続けることは難しい面があり、地域活動に興味・関心のある住民の有志やボランティアの力も必要。

これからの取り組み

- すべての地区社協圏域において地域の実情にあった協議体の設置を進め、移動支援等の地域での支えあいの仕組みづくりを創出。
- 地区社協だけではなく、専門機関・専門職、住民の有志・ボランティア、他分野の団体・機関が連携し大きな力を発揮できるよう、多様な主体の協議体や地域での具体的な取り組みへの参加・参画などを促進し、支えあいのための組織づくりを推進。

【地区社協 大和郡山モデル】



重点施策 2) 課題を抱えた人・世帯を包括的に支援する 体制の構築・強化 基本施策 2-2

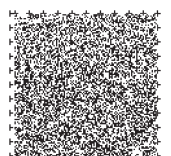
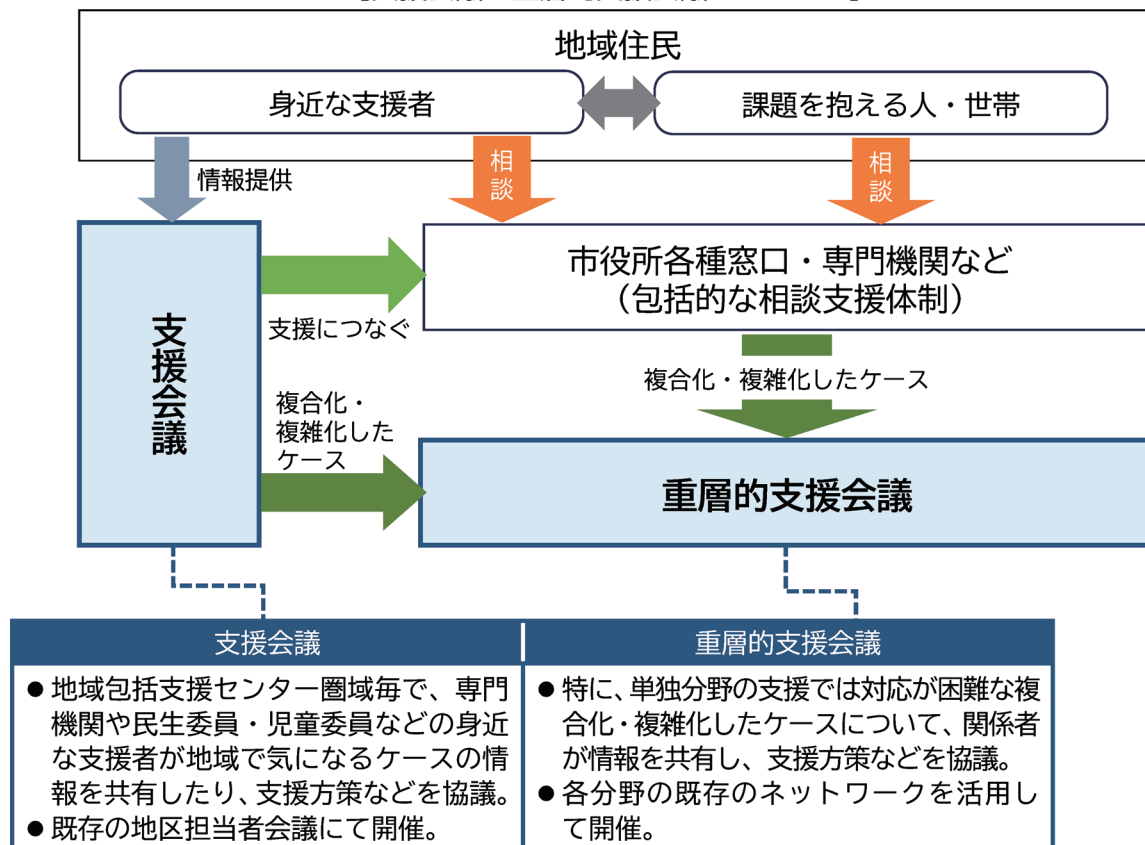
現状・課題

- 地区公民館等への地域包括支援センター機能を設置、多機関連携の基盤となる地区担当者会議の機能強化、各分野での相談支援の充実などを通じ、地域包括支援センター圏域での仕組みを強化。
- 複合的な課題や社会的孤立などのケースでは、必要かつ適切な相談・支援につながりにくい。
- 単独分野での支援などの対応が困難なケースが増加、常態化し、課題を抱えた人・世帯を包括的に支援する体制の構築・強化が喫緊の課題。

これからの取り組み

- 引き続き、あらゆる分野で相談支援機能を強化していくとともに、「支援会議（下記イメージ参照）」の設置・運用などを通じて、地域包括支援センター圏域での包括的な相談支援体制を拡充。
- 単独分野の支援では対応が困難な複合化、複雑化した課題に対応するため、「重層的支援会議（下記イメージ参照）」の設置・運用などを通じ、分野・対象者にとらわれない包括的な相談支援体制を構築・強化。
- 包括的な相談支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤となる権利擁護支援体制を構築・強化。

【支援会議と重層的支援会議のイメージ】



重点施策3) 地域福祉の推進に向けた庁内連携および 市と市社協の連携の強化

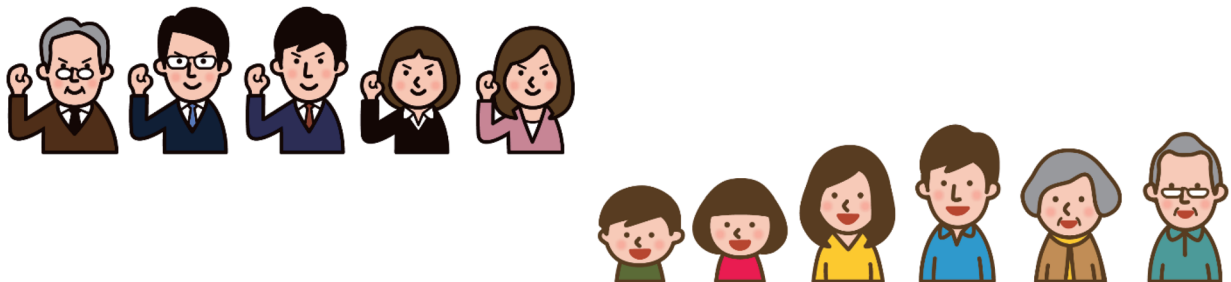
基本施策3-4

現状・課題

- 地域共生社会の実現に向けて地域福祉を推進していくなかで、市における庁内連携および市と市社協の連携強化が非常に重要。
- 包括的な支援体制の構築に向けては、分野横断型の相談支援体制を構築・強化していくためには、それを可能にする庁内連携の推進が必要不可欠。
- 地域住民をはじめとする多様な主体の参画・協働による地域づくりを進めていくためには、市と市社協の連携が必要不可欠。

これからの取り組み

- 包括的な相談支援の構築・強化をはじめ、支援会議及び重層的支援会議などをバックアップするために、庁内連携および市と市社協の連携を強化。
- 市及び市社協において包括的な支援や地域づくりなどを担っていく人材育成を推進。



第3次大和郡山市地域福祉計画・第2次大和郡山市地域福祉活動計画の本編は、右記二次元コードもしくは以下URLからご覧いただけます。

URL : https://www.city.yamatokoriyama.lg.jp/soshiki/chiikihokatsucareesuishinka/houkatsu_keikaku/5/14260.html



第3次大和郡山市地域福祉計画・ 第2次大和郡山市地域福祉活動計画 令和6年(2024年)3月

編集・発行

大和郡山市
地域包括ケア推進課

〒639-1198 大和郡山市北郡山町248-4

TEL : 0743-53-1151 (内線 585)

FAX : 0743-55-6831

社会福祉法人 大和郡山市社会福祉協議会

〒639-1005 大和郡山市植槻町3-8

TEL : 0743-53-6531

FAX : 0743-55-0986

